

箕面市消防本部

受付業務委託仕様書

受付業務委託仕様書

箕面市消防本部受付業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容等は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

箕面市消防本部（署） 箕面市箕面5丁目11番19号

2 業務期間

契約期間と同じ

3 一般事項

- (1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき委託者（以下「甲」という。）の指示に従い施行すること。
- (2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- (3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- (4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- (5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- (6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。

4 業務内容

(1) 受付業務

①業務内容

- ア 来庁者の案内に関すること。
- イ 玄関ホール内の備品等の管理に関すること。
- ウ その他、甲から指示のあったこと。

②従事者

- ア 配置場所 消防本部（署）1階受付室
- イ 従事者数 1ポスト

③業務時間

9時00分から18時00分

ただし、日曜日、祝日・休日及び年末年始（12月31日から1月2日）

の3日間を除く。

④その他

業務状況は、庁舎案内日誌をもって甲に報告すること。

5 特記事項

- (1) 乙は、業務の実施に当たって、次項に規定する業務内容の業務処理能力を有する人員（以下「従事者」という。）を配置するものとする。
- (2) 乙は、従事者が業務に従事するときは、業務内容にふさわしい制服（ブレザー、スーツを原則とする。）を着用させるとともに名札をはい用させ、乙の従事者であることを明確にし、常に明瞭、清潔を保持させなければならない。
- (3) 乙は、業務に従事する従事者を指揮監督するものとする。
- (4) 乙及び従事者は、業務上における知り得た秘密を一切他人に、漏らしてはならない。
- (5) 従事者は、庁舎内における業務従事関係書類以外の書類を閲覧、複写等の行為及び勤務従事場所での私語を禁止するものとする。
- (6) 乙及び従事者は、業務の実施に当たっては、消防業務に支障のないよう配意しなければならない。
- (7) 甲は、従事者に対して休憩室及び更衣室を貸与するものとする。

箕面市消防本部

貯水槽清掃業務委託仕様書

貯水槽清掃業務委託仕様書

箕面市消防本部貯水槽清掃業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容等は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

箕面市消防本部（署） 箕面市箕面5丁目11番19号

2 対象設備

施設内の受水槽及び高架水槽

3 業務期間

契約期間と同じ

4 一般事項

- (1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき委託者（以下「甲」という。）の指示に従い施行すること。
- (2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- (3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- (4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- (5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- (6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 提出書類（原則としてA4版とする）
 - ① 報告書（作業完了時）
 - ② その他、甲の指示するもの

5 清掃業務内容

- (1) 受水槽（FRP製 16トン）
 - ① 洗浄清掃及び消毒
 - ② 水質検査（16項目）
- (2) 高架水槽（FRP製 7.5トン）

- ① 洗浄清掃及び消毒
- ② 水質検査（16項目）
- (3) 実施回数等

年1回 年度後半に実施する。

※ 水道法第34条の2第2項の規定に基づく、簡易専用水道の定期検査を受けるとともに、当該検査に係る手数料は、乙が負担するものとする。

7 特記事項

- (1) 業務日及び業務時間は原則として平日(*)の8時45分～17時15分の間とする。なお、詳細は、消防業務に支障をきたさないよう、甲・乙協議して決定する。
* 平日とは土・日・祝日・休日・年末年始（12／29～1／3）以外をいう
- (2) 業務実施にあたっては、甲の承認を得て行い、業務終了後速やかに業務終了の報告を行うものとする。
- (3) 業務に必要な器具、消耗品などは、すべて乙が負担するものとする。

箕面市消防本部

トイレ洗浄芳香器具設置業務委託仕様書

「トイレ洗浄芳香器具設置業務」委託仕様書

箕面市消防本部トイレ洗浄芳香器具設置業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設及び実施範囲

(1) 箕面市消防本部（署）	箕面市箕面5丁目11番19号	6個
(2) 箕面消防署東分署	箕面市粟生外院2丁目4番7号	2個
(3) 箕面消防署西分署	箕面市瀬川3丁目1番56号	4個
(4) 箕面消防署豊川分署	箕面市粟生間谷西1丁目2番3号	3個
(5) 豊能消防署	豊能町東ときわ台1丁目1番地の2	4個
(6) 豊能消防署東出張所	豊能町余野20番地の1	2個

小便器 計21個 の洗浄保守

2 業務期間

契約期間と同じ

3 実施作業内容及び特約事項

- (1) 期間中は器具を良好な状態で使用できるよう保守業務にあたる。
- (2) 芳香剤、消毒剤及び洗浄剤等の取り替えは、年6回を基準として行うものとする。
- (3) 器具の取り付け、撤去及び破損部品の取り替えに要する費用は乙の負担とする。

箕面市消防本部

雜排水清掃業務委託仕様書

「雑排水清掃業務」委託仕様書

箕面市消防本部雑排水清掃業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 箕面市消防本部（署） | 箕面市箕面5丁目11番19号 |
| (2) 箕面消防署東分署 | 箕面市粟生外院2丁目4番7号 |
| (3) 箕面消防署西分署 | 箕面市瀬川3丁目1番56号 |
| (4) 箕面消防署豊川分署 | 箕面市粟生間谷西1丁目2番3号 |
| (5) 豊能消防署 | 豊能町東ときわ台1丁目1番地の2 |
| (6) 豊能消防署東出張所 | 豊能町余野20番地の1 |

2 業務期間

契約期間と同じ

3 一般事項

- (1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき委託者（以下「甲」という。）の指示に従い施行すること。
- (2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- (3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- (4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- (5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- (6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 提出書類（原則としてA4版とする）
 - ① 報告書（作業完了後）
 - ② その他、甲の指示するもの

4 作業内容

(1) 消防本部（署）

① 1回目 （年度前半実施）	
屋外雑污水排水管洗浄	300m
グリストラップ清掃（雑排処分含む）	2カ所
屋内流し・洗濯・風呂床排水枝管洗浄	12カ所
洗面・小便器排水管枝管洗浄	22カ所
小便器尿石除去薬剤量	4リットル
② 2回目 （年度後半実施）	
雑排水管	9m
グリストラップ清掃（雑排処分含む）	1カ所

(2) 東分署

① 1回目 (年度前半実施)

屋外雑排水管洗浄	1 6 3 m
雑排水防臭栓清掃（雑排処分含む）	2 力所
屋内流し・洗濯・風呂床排水枝管洗浄	5 力所
洗面・小便器排水枝管洗浄	6 力所
小便器尿石除去薬剤量	2 リッ

② 2回目 (年度後半実施)

流し台雑排水枝管	1 力所
----------	------

(3) 西分署

① 1回目 (年度前半実施)

屋外雑排水管洗浄	8 2 m
雨水側溝排水洗浄	9 4 m
屋内流し・洗濯・風呂床排水枝管洗浄	4 力所
洗面・小便器排水枝管洗浄	9 力所
小便器尿石除去薬剤量	3 リッ

② 2回目 (年度後半実施)

流し台雑排水枝管	1 力所
----------	------

(4) 豊川分署

① 1回目 (年度前半実施)

屋外雑排水管洗浄	3 0 m
雨水側溝排水洗浄	8 5 m
屋内流し・洗濯・風呂床排水枝管洗浄	1 0 力所
洗面・小便器排水枝管洗浄	1 2 力所
小便器尿石除去薬剤量	3 リッ

② 2回目 (年度後半実施)

流し台雑排水枝管	1 力所
----------	------

(5) 豊能消防署

① 1回目 (年度前半実施)

屋外雑排水管洗浄	8 2 m
雨水側溝排水洗浄	9 4 m
屋内流し・洗濯・風呂床排水枝管洗浄	8 力所
洗面・小便器排水枝管洗浄	1 3 力所
小便器尿石除去薬剤量	3 リッ

② 2回目 (年度後半実施)

流し台雑排水枝管	1 力所
----------	------

(6) 東出張所

① 1回目 (年度前半実施)

屋外雑排水管洗浄	8 2 m
雨水側溝排水洗浄	9 4 m
屋内流し・洗濯・風呂床排水枝管洗浄	4 力所
洗面・小便器排水枝管洗浄	8 力所

箕面市公共施設管理業務委託 5-④

小便器尿石除去薬剤量	2リッル
② 2回目 (年度後半実施)	
流し台雑排水枝管	1カ所

5 特記事項

- (1) 業務日及び業務時間は原則として平日(*)の8時45分～17時15分の間とする。なお、詳細は、消防業務に支障をきたさないよう、甲・乙協議して決定する。
*平日とは土・日・祝日・休日・年末年始（12/29～1/3）以外をいう
- (2) 業務実施にあたっては、甲の承認を得て行い、業務終了後速やかに業務終了の報告を行うものとする。
- (3) 業務に必要な器具、消耗品などは、すべて乙が負担するものとする。

箕面市消防本部

エレベータ保守点検業務委託仕様書

箕面市消防本部エレベータ保守点検業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

箕面市消防本部（署） 箕面市箕面5丁目11番19号

2 対象機器

フジテックHDN-M 1台

3 業務期間

契約期間と同じ

4 一般事項

- (1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき委託者（以下「甲」という。）の指示に従い施行すること。
- (2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- (3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- (4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- (5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- (6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 提出書類（原則としてA4版とする）
 - ① 報告書（作業完了時）
 - ② その他、甲の指示するもの

5 作業内容

別紙のとおり（フルメンテナンス契約同等以上）

6 特記事項

- (1) 業務日及び業務時間は原則として平日(*)の8時45分～17時15分の間とする。なお、詳細は、消防業務に支障をきたさないよう、甲・乙協議して決定する。
* 平日とは土・日・祝日・休日・年末年始（12／29～1／3）以外をいう

- (2) 業務実施にあたっては、甲の承認を得て行い、業務終了後速やかに業務終了の報告を行うものとする。
- (3) 業務に必要な器具、消耗品などは、すべて乙が負担するものとする。

フジテック フルメンテナンス契約(エレベータ)仕様書
(仕様書略称:FM-EV仕様書)

お客様(以下「甲」といいます。)のエレベータに関してフジテック株式会社(以下「乙」といいます。)が行うメンテナンス業務の内容等は、次のとおりです。

1. 技術者派遣点検

- (1) 定期に計画的な点検・手入れ保全(給油・調整・清掃等)を実施します。
- (2) 点検・手入れ保全の箇所・機器(点検対象)・内容は、【別表1】のとおりとします。
- (3) 点検・手入れ保全を行ったときは、【点検報告書】を提出します。

2. 消耗部品の供給

- (1) 作業に必要な部品のうち、消耗部品(通常の使用による磨耗・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等)を供給します。
- (2) 乙が供給する消耗部品の範囲は、次のとおりとします。
 - ① 点検用油脂類(巻上機ギヤオイル、油圧機器作動油は除きます。)
 - ② 主リレー用コンタクト類
 - ③ かご内蛍光ランプ(ネオン管、インテリア照明、その他の特殊照明は除きます。)
 - ④ 小ヒューズ類
 - ⑤ ビス、ナット、ワッシャー

3. 機能維持工事

- (1) エレベータの機能維持を図るため、機器の損耗・劣化(エレベータの通常の使用より生じるものを行い、天災その他不可抗力によって生じるものをお除きます。)を予測し、その予測に基づいて乙が必要と認めたときは、機器の構成部品の修理・取替(以下「機能維持工事」といいます。)を行います。ただし、巻上機、電動機、制御器等の機器一式取替は含みません。
- (2) 機能維持工事の範囲は、【別表3】のとおりとします。
- (3) 機能維持工事の作業が完了したときは、【作業報告書】を提出します。
- (4) 機能維持工事は、エレベータの設置後20年間これを行うものとします。
ただし、エレベータの機能の劣化(機能維持工事を行っても避けることのできないもの)を解消するために乙が必要と認めて甲に提案するところにより、機器の更新・改修を行う場合は、甲乙協議のうえ、機能維持工事を行う期間を延伸することができます。

4. 緊急時の対応

- (1) 甲よりエレベータについて故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けたときは、すみやかにエレベータの運行状態を確認するとともに、事態に応じた適切な処置をとります。ただし、甲またはエレベータの利用者の責に帰すべき事由により技術者が出向処置した場合は、甲または当該利用者にて、その出向処置に要する費用を負担するものとします。
- (2) 前項の処置をとったときは、その結果について【作業報告書】を提出します。

5. 法令に基づく検査

- (1) エレベータが建築基準法第12条第3項に基づき定期検査を行うべき昇降機にあっては、法定の有資格者を派遣してその検査を行い、【定期検査報告書】を作成します。なお、甲の求めに応じて、その報告書の特定行政庁への提出を代行します。
- (2) 【委託書・受託書】第1項に定めるところにより前項の検査の料金を契約料金に含めない場合は、甲乙協議のうえ別途その検査料金を定めるものとします。
- (3) エレベータが労働安全衛生法第41条第2項に基づき性能検査を行うべき昇降機にあっては、検査機関による性能検査に立ち会います。ただし、この検査料金は、甲乙協議のうえ別途これを定めるものとします。

6. 維持管理のための情報提供サービス

エレベータの日常の維持管理のために、安全確保および正しい利用方法についてご案内します。また、関係法令改正の連絡等の情報提供サービスを行います。ただし、本サービスは、乙がエレベータの管理上の責を負うものではありません。

以上

【別表1】点検項目(ロープ式エレベータ:機械室なしタイプ)

箇所	点検対象	点検内容
外観 (運転状態)	走行時の乗り心地	起動、加速、減速、着床状態 定格速度の測定
	走行時の異常音、異常振動	異常音、異常振動の有無
	着床時の段差	段差発生の有無
制御機器 (昇降路内)	受電盤・制御盤	各盤の固定状態 ヒューズの劣化の有無 メインリレー接点の状態 リレー端子・端子台の緩み確認 メインブレーカの固定状態、損傷の有無 イベントコードの確認、分析 インバータ、コンバータの清掃 絶縁抵抗測定 CPUバッテリー劣化(定期交換)
		汚れ、異常音、異常温度の有無
		汚れ、異常音、軸受部の温度・油漏れ、防振ゴムの状態 ギャオイルの量と汚れ、油漏れ
		擦過音、吸引・积放音の異常の有無 Wナット・ロックナット・六角ボルトの緩み確認 ブレーキまわりの被油、被水、汚れ、錆 ブレーキ締結力の確認
		固定状態、板バネの変形、ゴミ・油の付着
昇降路	主ワイヤーロープ	メインロープのテンション確認 メインロープの摩耗、素線切れ 割ピン・Wナット・回り止めの状態
	ガバナーロープ	ガバナーロープの摩耗、素線切れ、 kinck
	調速機	調速機の作動速度測定 ガバナブーリの条痕、異音、ロープ外れ止めの取付状態 ガバナテンションプーリプラケットの位置確認
		ケーブルの捻れ、変形、接触痕の有無
		レール・プラケット・フィッシュプレートの固定状態
	着床装置・プレート	インダクターの取付状態、プレートとの隙間
	上下リミットスイッチ	スイッチの動作確認、配線状態の確認 ローラー注油、亀裂・剥離・摩耗の有無の確認
	つり合いおもり	緩衝器とのクリアランス確認 固定ボルトの緩み確認 ガイドシューの損傷、剥離、磨耗
	シープ	メインシープの摩耗 オーバーヘッドシープの条痕、亀裂、取付状態 つり合いおもりシープの条痕、亀裂、取付状態 カーシープの条痕、亀裂、取付状態
		走行異常(周辺機器との干渉の有無)
		最下端位置の確認
		支持、取付部の状態確認
	昇降路内環境状態	被水、雨水侵入、ヒビ割れ
	昇降路内機器の状態	各機器の外観目視点検
ピット	ピット内環境状態	浸水、異物の有無
	ピット内機器の状態	緩衝器の固定状態、錆、油漏れ 各機器の外観目視点検
かご	かご内室意匠・状態	損傷、腐食、変色、変形、目地のガタ・隙間
	かご内表示器・ボタン	機能・動作確認
	かご内照明	球切れ、ちらつき、グロー球の劣化
	かご内ファン	動作確認、異常音の有無
	除菌イオン発生装置	動作確認、電極部の清掃

【別表1】点検項目(ロープ式エレベータ:機械室なしタイプ)

箇所	点検対象	点検内容
かごまわり	ドアの開閉装置	開閉動作の異常の有無
		ドアセフティーシューの反転動作
		光電センサーの作動状態、レンズ清掃
		かごドアまわり点検・注油・清掃
		かごドアモータ・ブラン・ペーリの状態
		Vベルト・歯付きベルトの損傷、亀裂、油脂付着、緩み
		かごドアハンガーボルトの緩み
		アップスラストローラのギャップと緩み
		ドアヒード・ドアヒントランスの隙間確認
		ドア開閉装置の作動
乗場	ドア連動装置・エアコードの状態	ゲートスイッチの動作点
		配線状態、コネクターの状態確認
		給油器オイルの飛散・レールへの回り・給油
		非常止め装置
		セフティとレールのギャップ、ボルトの緩み
		ガイドシュー
		ガイドシューの損傷、剥離、磨耗
		荷重検出装置
		荷重検出装置の作動状態
		ロードセルの作動状態
非常装置	かご下防振ゴム	かご下防振ゴムの劣化、損傷
		乗場まわり各機器の外観点検
		機能・動作確認
		インテロック
		スイッチ取付ボルトの緩み、沈み代
		ロックのギャップ、コンタクタープレートの状態
		ドア開閉状態
		乗場ドアまわり点検・注油・清掃・自閉力の確認
		ドアトラックレール清掃
		乗場ドアハンガーボルトの緩み
付加装置	ドア連動装置・エアコードの状態	アップスラストローラのギャップと緩み
		かご・乗場各キャッチデバイスの隙間、係合確認
		ドア連動装置・エアコードの状態
		非常解錠装置の取付状態
		ドアヒード・ドアヒントランスの隙間
		停電灯
		停電灯の点灯状態
		外部連絡装置
		インターホンの通話テスト
		外部非常ベル(ブザー)の鳴動状態
遠隔監視装置	かご非常ベル(ブザー)の鳴動状態	かご非常ベル(ブザー)の鳴動状態
		遠隔監視装置の機能テスト、通話テスト
		遮煙エレベータ乗場ドア
		気密材の変形、損傷、取付ボルトの緩み確認
		耐火ブレケットの取付状態
		ドアまわりの規定寸法の確認
		防犯カメラ装置(セキュリア)
		カメラユニットの損傷確認・清掃・LED点灯
		録画装置、人感センサーの動作確認
		音声合成アナウンス
(注)	監視盤	音声アナウンスの放送状態
		監視盤の表示ランプの確認

(注)

各項目の点検頻度は、1ヶ月から12ヶ月までの間で各項目ごとに定める周期もしくは稼動履歴による基準によります。
遠隔監視装置の点検は遠隔監視契約の場合のみ適用されます。

エレベータの種類、仕様により上表の部品・機器が装備されていない場合は、その項目は該当しません。

【別表3】機能維持工事範囲(エレベータ/小荷物専用昇降機)

【別表3】機能維持工事範囲(エレベータ/小荷物専用昇降機)

対象部位	工事範囲	ロープ式 機械室なし	ロープ式 機械室あり	油圧式	小荷物専用 昇降機
油圧作動油	油圧作動油の追加・取替			○	
	油圧作動油クリーニング			○	
そらせ車、頂部返し車	シープ取替	○	○		○
	軸受ベアリング取替	○	○		○
調速器	ストッパーゴム取替	○	○	○	
	軸受ベアリング取替	○	○	○	
張り車(ガバナ・つり合いロープ)	軸受ベアリング取替	○	○	○	
かご枠	防振ゴム取替	○	○	○	
吊り車	軸受ベアリング取替	○	○	○	○
	シープ取替	○	○	○	○
非常止め装置	非常止め機構(引き上げロッド・クランプ・ローラ等)取替	○	○	○	○
	スラックロープ機構(ローラー、スイッチ)取替			○	○
ガイドシュー	ギブ(ローラ)取替	○	○	○	○
	ストッパーゴム取替	○	○	○	
	スプリング取替	○	○	○	
給油器	リューリケータ取替	○	○	○	
	給油脂脂取替	○	○	○	
かご戸装置	連動チェーン取替	○	○	○	○
	連動エアコード・ワイヤー取替	○	○	○	○
	連動ブーリー取替	○	○	○	○
	ドアレール取替	○	○	○	○
	レバー機構取替	○	○	○	○
ドア駆動装置	ブーリ(スプロケット)取替	○	○	○	○
	連動チェーン取替	○	○	○	○
	軸受ベアリング取替	○	○	○	○
	オイルシール取替		○	○	
	ギャオイル取替		○	○	
	カッピングゴム取替		○	○	
	位置スイッチ取替	○	○	○	○
	整流子削正・取替		○	○	
	ブラシ保持器取替		○	○	
	ドアモーター取替	○	○	○	○
	エンコーダ取替	○	○	○	
	ドア駆動ユニット取替	○	○	○	○
かご・乗場ドアハンガー・ドアシュー	ドアハンガー取替	○	○	○	○
	ドアハンガーローラー取替	○	○	○	○
	ドアガイドシュー取替	○	○	○	○
ゲートスイッチ	ゲートスイッチ取替	○	○	○	○
ドアセフティシュー	キャブタイヤコード取替	○	○	○	
	スイッチ取替	○	○	○	
	アーム取替	○	○	○	

【別表3】機能維持工事範囲(エレベータ/小荷物専用昇降機)

対象部位	工事範囲	ロープ式 機械室なし	ロープ式 機械室あり	油圧式	小荷物専用 昇降機
乗場戸装置					
	連動チェーン切詰・取替	○	○	○	○
	連動ロープ取替	○	○	○	○
	連動ブーリー取替	○	○	○	○
	ドアレール削正・取替	○	○	○	○
インターロック					
	乗場ドアスイッチ、ロック装置取替	○	○	○	○
緩衝器					
	作動油取替	○	○	○	
メインロープ					
	メインロープ切詰・取替	○	○	○	○
ガバナーロープ					
	ガバナーロープ切詰・取替	○	○	○	
つり合いロープ・チェーン					
	つり合いロープ・チェーン切詰・取替	○	○		
コンペンシング(つり合い車)					
	シーブ取替		○		
	軸受ペアリング取替		○		
	コンペンスイッチカム取替		○		
受電盤					
	各種ヒューズ取替	○	○	○	○
制御盤					
	リレー本体取替	○	○	○	○
	インバータ取替	○	○	○	○
	コンバータ取替	○	○		○
	半導体プリント板取替	○	○	○	○
	整流器取替	○	○	○	○
	コンデンサ取替	○	○	○	○
	変圧器取替	○	○	○	○
	安定化電源取替	○	○	○	○
はかり装置					
	スイッチ取替	○	○	○	○
	差動トランス取替	○	○	○	○
	検出センサー取替	○	○	○	○
各種昇降路内スイッチ					
	リミットスイッチ取替	○	○	○	○
	ファイナルスイッチ取替	○	○	○	○
	着床スイッチ・IR・プレート取替	○	○	○	○
	位置検出装置取替	○	○	○	○
乗場インジケータ・押し鉗					
	プリント板取替	○	○	○	○
	押し鉗スイッチ部品取替	○	○	○	○
かご操作盤					
	プリント板取替	○	○	○	
	インジケータ部品取替	○	○	○	
	押し鉗スイッチ部品取替	○	○	○	
外部連絡装置電源					
	電源取替(停電装置含む)	○	○	○	○
	インターホン取替	○	○	○	○
	ベル・ブザー取替	○	○	○	○
パルスエンコーダ					
	パルスエンコーダ取替	○	○	○	
	タコジェネレータ(ベルト含む)取替		○		
移動ケーブル、電線					
	かごまわり配線取替	○	○	○	○
	移動ケーブル取替	○	○	○	○
	その他ケーブル取替	○	○	○	○

【別表3】機能維持工事範囲(エレベータ/小荷物専用昇降機)

対象部位	工事範囲	ロープ式 機械室なし	ロープ式 機械室あり	油圧式	小荷物専用 昇降機
換気装置	ファンオーバーホール・取替	○	○	○	
	イオン発生装置取替	○	○	○	
照明	かご内照明機器(安定器、グロー、ソケット)取替	○	○	○	○
	停電灯ユニット(停電灯、バッテリー)取替	○	○	○	○
付加装置					
停電時自動着床装置	リレー・プリント板取替	○	○	○	
	バッテリー取替	○	○	○	
火災時管制運転装置	リレー取替	○	○	○	
音声合成アナウンス装置	半導体ユニット取替	○	○	○	
	バッテリー取替	○	○	○	
	スピーカー取替	○	○	○	
光電式ドアセンサ	センサー取替	○	○	○	
	キャプタイヤコード取替	○	○	○	
地震感知器	地震感知器取替	○	○	○	
クーラー	フィルターの清掃	○	○	○	
空気清浄機	フィルターの清掃	○	○	○	
遮煙乗場ドア	気密材取替	○	○	○	
遠隔監視装置	ユニット取替	○	○	○	
	バックアップ電源取替	○	○	○	
	インターフェイス他関連機器取替	○	○	○	
浸水警報運転装置	浸水スイッチ取替	○	○	○	

注1) エレベータの種類、仕様により「工事範囲」に記載の部品・機器が装備されていない項目は該当しません。

注2) お客様のエレベータがどのタイプに該当するか、ご不明の場合は弊社担当者にお問合せください。

注3) 上表に記載の「工事範囲」以外の修理、部品取替は、契約にもとづく機能維持工事に含まれません。

(上表の範囲であっても、通常使用での磨耗・劣化によるもので機能維持に必要な場合に限ります。)

なお、特に以下の項目については混同なきようご注意ください。

除外項目の例示

- 1) 意匠部品(かご、かご戸、かご床タイル、敷居、乗場戸、三方枠)の塗装・メッキ直し・修理・部品取替・清掃
- 2) 卷上機、電動機、電動発電機、調速器、油圧パワーユニット、油圧ジャッキ、制御器などの機器の一式取替
- 3) ITVカメラシステム機器、キーシステム機器、モニター類などのエレベータシステムと連結・連動する周辺機器の修理・取替
- 4) 時計などの特別装備(ただし、エレベータの駆動機能に影響のないものをいう。)の修理・取替
- 5) 一切の建築関係工事およびエレベータ以外の建物設備工事
- 6) 仕様の変更を伴う改修または新規付属物追加に関する工事(諸法規の改正または官公庁の命令・指導による場合を含む。)
- 7) 契約者または第三者の不注意、不適当な使用・管理により発生する修理または取替工事
- 8) 地震、火災、風水害その他不可抗力の災害・事故により発生する修理または取替工事

箕面市消防本部

植栽管理業務委託仕様書

「植栽管理業務」委託仕様書

箕面市消防本部植栽管理業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 箕面市消防本部（署） | 箕面市箕面5丁目11番19号 |
| (2) 箕面消防署東分署 | 箕面市粟生外院2丁目4番7号 |
| (3) 箕面消防署西分署 | 箕面市瀬川3丁目1番56号 |
| (4) 箕面消防署豊川分署 | 箕面市粟生間谷西1丁目2番3号 |

全施設敷地内の全ての樹木を含む

2 業務期間

契約期間と同じ

3 実施範囲

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 植木剪定 | 年1回 |
| (2) 施肥作業 | 年1回 |
| (3) 消毒業務 | 本部（署） 年2回
東・西・豊川分署 年1回 |

施設名	高木本数	低木面積（寄せ植え）
箕面市消防本部（署）	104本	200m ²
箕面消防署東分署	36本	10m ²
箕面消防署西分署	50本	150m ²
箕面消防署豊川分署	18本	

4 特記事項

- (1) 事前に担当者と協議し、適期に実施すること。
- (2) 残さいは、隨時処分すること。
- (3) 剪定の程度、方法は適期をはずさぬように実施し、一層美観を高めるとともに、その後の育成が良好となるようにすること。
- (4) 消毒業務は、適期をはずさぬように実施し、使用する薬品の取り扱いに注意して行う。
- (5) 業務に必要な器具、消耗品などは、すべて乙が負担するものとし、使用器材は、J I S規格等のものを使用するものとする。
- (6) 実施日時が確定すれば、速やかに消防本部へ連絡すること。その際、作業責任者名も併せて連絡すること。
- (7) やむを得ぬ事情により、当日、中止又は時間変更が生じた場合は、速やかに作業責任者から消防本部へ連絡すること。

(8) 西分署敷地内の桜について、道路上に出ている部分は、通行の支障にならないよう剪定するものとする。

箕面市消防本部

消防用設備等点検業務委託仕様書

「消防用設備等点検業務」委託仕様書

箕面市消防本部消防用設備等点検業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 箕面市消防本部（署） | 箕面市箕面5丁目11番19号 |
| (2) 箕面市消防署東分署 | 箕面市栗生外院2丁目4番7号 |
| (3) 箕面市消防署西分署 | 箕面市瀬川3丁目1番56号 |
| (4) 箕面消防署豊川分署 | 箕面市栗生間谷西1丁目2番3号 |
| (5) 豊能消防署 | 豊能町東ときわ台1丁目1番地の2 |
| (6) 豊能消防署東出張所 | 豊能町余野20番地の1 |

2 業務期間

契約期間と同じ

3 一般事項

- (1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき委託者（以下「甲」という。）の指示に従い施行すること。
- (2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- (3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- (4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- (5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- (6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 対象施設に対し、消防用施設設備点検に伴う自家発電機負荷試験を実施すること。
- (8) 提出書類（原則としてA4版とする）
 - ① 報告書（作業完了時）
 - ② その他、甲の指示するもの

4 作業内容

- | | | |
|------------|-----|-----------|
| (1) 機器総合点検 | 年1回 | （年度前半に実施） |
| (2) 機器点検 | 年1回 | （年度後半に実施） |

5 特記事項

- (1) 業務日及び業務時間は原則として平日（*）の8時45分～17時15分の間とする。なお、詳細は、消防業務に支障をきたさないよう、甲・乙協議して決定する。
*平日とは土・日・祝祭日・休日・年末年始（12/29～1/3）以外をいう
- (2) 業務実施にあたっては、甲の承認を得て行い、業務終了後速やかに業務終了の報告を行うものとする。

(3) 業務に必要な器具、消耗品などは、すべて乙が負担するものとする。

消防庁舎「消防設備点検」委託仕様書

「機器点検」及び「機器総合点検」を行うものとする。

	消防本部(署)	東分署	西分署	
連結送水管				
送水口				
放水口				
屋内消火栓設備				
ポンプモーター	1台			
消火栓	8基			
充水槽	1基			
制御盤	1台			
常用電源	1式			
放水テスト				
配線点検	1式			
ハロン1301消火設備				
ガス容器	2本			
容器弁開放器	2個			
ホーンノズル	2個			
放出テスト				
配線点検	1式			
自動火災報知設備				
受信機 (20回線まで)	1台			
差動式スポット型感知器	79個			
定温式スポット型感知器	6個			
煙感知器	36個			
手動発信機表示灯	8個			
ベル	9個			
交流電源	1式			
予備電源設備	1式			
配線点検	1式			
誘導灯				
10W~40W	16灯	4灯	2灯	
専用電源	1式	1式	1式	
配線点検	1式	1式	1式	
防排煙制御設備				
制御盤 (20回線まで)	1台			
煙感知器	6個			
リースシャッター用	2個			
リ 防火扉用	4個			
リ ダンパー用	34個			
配線点検	1式			
非常放送設備				
交流電源	1式			
蓄電池設備	1式			
スピーカー	54個			
非常放送盤	1台			
遠隔操作盤				
配線点検	1式			
消防器具				
消火器	22本	5本	6本	
漏電火災警報器				
専用電源			2式	
受信機(音響装置内蔵型)			2台	
変流器			2個	
配線点検			2式	
以上にかかる報告書の作成	1式	1式	1式	

各種配線点検は、機器総合点検時に実施する。

別表

設置機器及び点検内容

豊能消防署庁舎

種類	項目	数量	機器点検	総合点検
消火器具				
	粉末消火器 小型 蓄圧式	8本	○	○
誘導灯、誘導標識				
	誘導灯（予備電源）	5台	○	○
自動火災報知設備				
	受信機 10回線	1面	○	○
	発信機	3個	○	○
	ベル	3個	○	○
	表示灯	3個	○	○
	差動式スポット型感知器	33個	○	○
	定温式スポット型感知器	9個	○	○
	煙感知器	5個	○	○
	常用電源	1式	○	○
	予備電源 蓄電池設備	1式	○	○
非常電源				
	発電設備	1式	○	○
	変電設備	1式	○	○
配線				
	誘導灯配線	1式		○
	自動火災報知設備配線	1式		○
	非常電源設備配線	1式		○

豊能消防署東出張所庁舎

種類	項目	数量	機器点検	総合点検
消火器具				
	粉末消火器 小型 蓄圧式・加圧式	8本	○	○
誘導灯、誘導標識				
	誘導灯	3台	○	○
非常警報器具及び設備				
	ベル（予備電源）	3台	○	○
非常電源				
	発電設備	1式	○	○
	変電設備	1式	○	○
配線				
	誘導灯配線	1式		○
	非常警報設備配線	1式		○
	非常電源設備配線	1式		○

消防庁舎「消防設備点検」委託仕様書

「機器点検」及び「機器総合点検」を行うものとする。

	豊川分署
連結送水管	
送水口	
放水口	
屋内消火栓設備	
ポンプモーター	
消火栓	
充水槽	
制御盤	
常用電源	
放水テスト 配線点検	
ハロン1301消火設備	
ガス容器	
容器弁開放器	
ホーンノズル	
放出テスト 配線点検	
自動火災報知設備	
受信機（20回線まで）	
差動式スポット型感知器	
定温式スポット型感知器	
煙感知器	
手動発信機表示灯	
ベル	
交流電源	
予備電源設備	
配線点検	
誘導灯	
10W～40W	
誘導標識板	3箇所
専用電源	
配線点検	
防排煙制御設備	
制御盤（20回線まで）	
煙感知器	
レリーズシャッター用	

〃 防火扇用	
〃 ダンパー用	
配線点検	
非常用放送設備	
交流電源	
蓄電池設備	
スピーカー	
非常放送板	
遠隔点検	
消火器具	
消火器	7本
漏電火災警報器	
専用電源	
受信機（音響装置内蔵型）	
変流器	
配線点検	
以上に係る報告書の作成	一式

各種配線点検は、機器総合点検時に実施する。

箕面市消防本部

自家用電気工作物 保安管理業務委託仕様書

●自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書（消防本部）

電気事業法第43条第1項に定める甲の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を、甲の保安規定に基づいて以下の細目とおり実施するものとする。

事業場名：箕面市消防本部（署）

所 在 地：箕面市箕面5-11-19

設備容量： 405 kVA、 6,600 V (発電所出力 — kW)

保安管理業務の細目

1 保安管理業務は、甲の保安規程に基づき、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行います。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電気的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、乙の受託する業務に含まないものとします。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検（週1回以上）及び測定・試験
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」といいます。）
- (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び状況に応じての臨時点検

2 前項第1号及び第2号に定める点検の種類及び回数は別表1（巡視、点検及び測定・試験）のとおりとします。

3 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。

- (1) 年次点検は、年次点検Iと年次点検IIに区分し、契約開始後毎年1回年次点検II、年次点検I、年次点検Iの順に実施します。又、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとします。

(2) 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び加熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む。）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施します。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがあります。

(3) △印のものは、乙の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合があります。

4 乙は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要的都度行います。

(1) 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い

(2) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言

(3) その他乙がこの契約を履行するため必要な事項

5 乙の設置する低圧絶縁監視装置（以下「監視装置」といいます。）は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 乙は、甲の事業場の低圧電路の絶縁状態を監視するため、乙の負担により監視装置を設置するものとし、常に正常に稼働するよう保守を行うものとします。

(2) 甲は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便宜を供するものとします。

(3) 乙は監視装置が警報基準（設定の上限値を50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している警報（以下「漏えい警報」といいます。）を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、乙の定めた対応基準により対応を行うとともに、乙はその受信記録を3年間保存するものとします。

(4) 甲は、乙の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとします。万一、甲の故意過失によって監視装置が損傷、紛失等をした場合にはその損害相当額を弁済するものとします。

(5) 乙は、この契約が解除又は失効した場合、監視装置を撤去するものとします。

【別表 1】(消防本部)

巡視、点検及び測定・試験の基準（隔月 点検）

設 備	点 検 項 目	工事期間 中の巡視、 点検 【週 1回】	月次点検 【隔月 1回】	年次点検 【毎年 1回】	
				年次点検 I	年次点検 II
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		10キロルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		繼電器の動作試験		△	○
		繼電器の慣性特性試験		△	○
		繼電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と繼電器の連動試験		△	○
引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○
	10キロルトによる絶縁抵抗測定			△	○
断路器	外観点検	○	○	○	○
	10キロルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	外観点検	○	○	○	○
	10キロルトによる絶縁抵抗測定			△	○
電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
	10キロルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	外観点検	○	○	○	○
	10キロルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	外観点検	○	○	○	○
	10キロルトによる絶縁抵抗測定			△	○
遮断器、 負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
	10キロルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	繼電器の動作試験			△	○
	繼電器の慣性特性試験			△	○
	繼電器の動作特性試験			△	○
	遮断器と開閉器と繼電器の連動試験			△	○
受電設備	外観点検	○	○	○	○
	10キロルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	内部点検			△	△
	絶縁油の酸化度試験			△	△
変圧器	外観点検	○	○	○	○
	10キロルトによる絶縁抵抗測定			△	○
コンデンサ、 リアクトル	内部点検			△	△
	絶縁油の酸化度試験			△	△
	外観点検	○	○	○	○
	10キロルトによる絶縁抵抗測定			△	○
計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
	10キロルトによる絶縁抵抗測定			△	○
避雷器	外観点検	○	○	○	○
	10キロルトによる絶縁抵抗測定			△	○
母線等	外観点検	○	○	○	○
	10キロルトによる絶縁抵抗測定			△	○
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○
	10キロルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受配電盤	外観点検	○	○	○	○
	電圧値、電流値の測定		○	○	○
	絶縁抵抗測定			△	○
	計器校正試験			△	△
	シーケンス試験			△	△
設 備	点 検 項 目	工 事 期 間	月 次 点 検	年 次 点 検	

			中の巡視、 点検 【週1回】	【隔月 1回】	【毎年1回】	
接地工事	接地線、 保護管等	漏えい電流測定			I	II
		外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
構造物	受電室建物、キュービル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断機	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	絶縁状態監視				低圧絶縁監視装置による	
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断機、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
		インターロック試験			△	△

注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものという。

2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して

適用する。

- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 絶縁油の酸化度試験は、加熱・変色、汚損等の以上がない場合、又はP C B油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 10キロルトによる絶縁抵抗測定は、6キロルトの高圧設備に対して適用する。

●自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書（東分署・西分署）

電気事業法第43条第1項に定める甲の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を、甲の保安規定に基づいて以下の細目とおり実施するものとする。

事業場名：箕面市消防本部東分署

所在地：箕面市粟生外院2-4-7

設備容量： 28 kVA、 210/105 V (発電所出力 — kW)

事業場名：箕面市消防本部西分署

所在地：箕面市瀬川3-1-56

設備容量： 13 kVA、 210/105 V (発電所出力 — kW)

保安管理業務の細目

1 保安管理業務は、甲の保安規程に基づき、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行います。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電気的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、乙の受託する業務に含まないものとします。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検（週1回以上）及び測定・試験
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」といいます。）
- (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び状況に応じての臨時点検

2 前項第1号及び第2号に定める点検の種類及び回数は別表2（巡視、点検及び測定・試験）のとおりとします。

3 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。

- (1) 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年1回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順に実施します。又、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとします。
- (2) 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び加熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む。）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施します。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがあります。
- (3) △印のものは、乙の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合があります。

4 乙は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要的都度行います。

- (1) 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い
- (2) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言
- (3) その他乙がこの契約を履行するため必要な事項

「自家用電気工作物保安管理業務」委託仕様書（豊川分署）

箕面市消防本部自家用電気工作物保安管理業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

箕面消防署豊川分署 箕面市粟生間谷西1丁目2番3号

2 業務期間

契約期間と同じ

3 一般事項

電気事業法第43条第1項に定める委託者（以下、「甲」という。）の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を、甲の保安規定に基づいて以下の細目とおり実施するものとする。

事業場名：箕面消防署豊川分署

所在地：箕面市粟生間谷西1-802-2

設備容量：20 kVA、100 V (発電所出力 - kW)

4 保安管理業務の細目

(1) 保安管理業務は、甲の保安規程に基づき、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行います。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電気的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、乙の受託する業務に含まれないものとします。

①電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検（週1回以上）及び測定・試験

②電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」といいます。）

③電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び状況に応じての臨時点検

(2) 前項第1号及び第2号に定める点検の種類及び回数は別表2（巡視、点検及び測定・試験）のとおりとします。

(3) 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。

①年次点検は、年次点検Iと年次点検IIに区分し、契約開始後毎年1回年次点検II、年次点検I、年次点検Iの順に実施します。又、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとします。

②外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び加熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む。）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施します。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがあります。

③△印のものは、乙の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・

箕面市公共施設管理業務委託 5-⑧

試験の実施とその判断基準により、実施しない場合があります。

(4) 乙は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要な都度行います。

- ①経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い
- ②電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言
- ③その他乙がこの契約を履行するため必要な事項

【別表2】(豊川分署・東分署・西分署・豊能消防署・東出張所)

巡視、点検及び測定・試験の基準（隔月 点検）

設 備		点 検 項 目	工事期間中の巡視、点検 【週1回】	月次点検 【隔月1回】	年次点検 【毎年1回】	
					年次点検 I	年次点検 II
引込設備	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○	○
		10キロルによる絶縁抵抗測定			△	○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
構造物	受電室建物、キュービル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	遮断機	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
蓄電池設備	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
蓄電池設備	構造物等	外観点検	○	○	○	○
設 備		点 検 項 目	工事期間中	月次点検	年次点検	

		の巡視、点検 【週1回】	【隔月 1回】	【毎年1回】	
				年次点検 I	年次点検 II
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○
		始動・停止試験		○	○
発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
	絶縁抵抗測定			△	○
遮断機、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
	絶縁抵抗測定			△	○
	発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○
	保護継電器の動作試験			△	○
	インターロック試験			△	△

- 注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 絶縁油の酸化度試験は、加熱・変色、汚損等の以上がない場合、又はP C B油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。

●自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書
(豊能消防署・東出張所)

電気事業法第43条第1項に定める甲の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を、甲の保安規定に基づいて以下の細目とおり実施するものとする。

事業場名：箕面市消防本部豊能消防署

所在地：豊能町東ときわ台1丁目1番2号

設備容量： 125 kVA、 210／105 V (発電所出力 — kW)

事業場名：箕面市消防本部豊能消防署東出張所

所在地：豊能町余野20番の1

設備容量： 125 kVA、 210／105 V (発電所出力 — kW)

保安管理業務の細目

1 保安管理業務は、甲の保安規程に基づき、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行います。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電気的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、乙の受託する業務に含まないものとします。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検（週1回以上）及び測定・試験
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」といいます。）
- (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び状況に応じての臨時点検

2 前項第1号及び第2号に定める点検の種類及び回数は別表2（巡視、点検及び測定・試験）のとおりとします。

3 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。

- (1) 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年1回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順に実施します。又、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとします。
 - (2) 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び加熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む。）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施します。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがあります。
 - (3) △印のものは、乙の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合があります。
- 4 乙は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要的都度行います。
- (1) 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い
 - (2) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言
 - (3) その他乙がこの契約を履行するため必要な事項

箕面市消防本部

清掃業務委託

「清掃等業務」委託仕様書

箕面市消防本部清掃等業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 箕面市消防本部(署) | 箕面市箕面5丁目11番19号 |
| (2) 箕面市消防署東分署 | 箕面市粟生外院2丁目4番7号 |
| (3) 箕面市消防署西分署 | 箕面市瀬川3丁目1番56号 |
| (4) 箕面消防署豊川分署 | 箕面市粟生間谷西1丁目2番3号 |
| (5) 豊能消防署 | 豊能町東ときわ台1丁目1番地の2 |
| (6) 豊能消防署東出張所 | 豊能町余野20番地の1 |

2 業務期間

契約期間と同じ

3 業務內容

下記の清掃業務内容基準表のとおりとする。この業務内容に沿って業務を処理できる必要十分な人員を配置すること。

清掃業務内容基準表					日常清掃						定期清掃													
					床 清掃	ゴミ・汚物等の処理	壁面清掃	ガラス扉清掃	備品清掃	衛生器具清掃	カーペット洗浄	床ワックス	窓ガラス清掃	照明器具清掃										
場所	床材	面積(m ²)																						
		1階	2階	3階																				
消防本部(署)																								
玄関ホール、受付	ビニルシート タイル	112			1/D	1/D	1/W	1/D	1/D	—	—	5/Y	2/Y	1/Y										
廊下、階段	ビニルシート タイル	36.0	33.0	33.0	1/D	1/D	1/W	—	1/D	—	—	5/Y	2/Y	1/Y										
エレベーター	ビニルシート	2.5			1/D	1/D	1/W	—	—	—	—	5/Y	2/Y	1/Y										
食堂、浴室	ビニルシート タイル	78.5			1/D	1/D	1/W	—	1/D	—	—	5/Y	2/Y	1/Y										
洗面、トイレ	ビニルシート タイル	51.2	36.0	36.0	1/D	1/D	1/W	—	1/D	1/D	—	5/Y	2/Y	1/Y										
事務室	ビニルシート		182	132	1/D	1/D	1/W	1/D	1/D	—	—	5/Y	2/Y	1/Y										
研修室	ビニルシート		32	160	1/D	1/D	1/W	—	1/D	—	—	5/Y	2/Y	1/Y										
仮眠室	ビニルシート	128	32.0		1/D	1/D	1/W	—	1/D	—	—	5/Y	2/Y	1/Y										
更衣室	ビニルシート 畳	40.0		38.0	1/D	1/D	1/W	—	1/D	—	—	5/Y	2/Y	1/Y										
東分署																								
玄関、受付	ビニルシート タイル	9.7			—	—	—	—	—	—	—	5/Y	2/Y	1/Y										

箕面市公共施設管理業務委託 5-⑨

廊下、階段	ビニルシート タイル	32.0	27.0		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
食堂、浴室	ビニルシート タイル	26.5	4.0		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
洗面、トイレ	カーペット タイル	15.8	6.0		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
事務室	ビニルシート		60.0		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
仮眠室	ビニルシート 畳	49.0	42.0		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
西分署															
玄関、受付	ビニルシート タイル	6.0			-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
廊下、階段	ビニルシート タイル	32.5	25.5		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
食堂、浴室	ビニルシート タイル	32.5			-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
洗面、トイレ	タイル	10.0	10.0		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
事務室	ビニルシート		55.2		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
仮眠室	ビニルシート	89.0	12.0		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
豊川分署															
玄関、受付	ビニルシート	6.5			-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
廊下、階段	カーペット ビニルシート	22.0	24.0		-	-	-	-	-	-	-	1/Y	5/Y	2/Y	1/Y
食堂、浴室	ビニルシート 畳		49.5		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
洗面、トイレ	ビニルシート	17.3	9.6		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
事務室	カーペット	70.3			-	-	-	-	-	-	-	1/Y	5/Y	2/Y	1/Y
仮眠室	カーペット	27.0	66.5		-	-	-	-	-	-	-	1/Y	5/Y	2/Y	1/Y
トレーニング室	ゴムシート	27.0			-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
豊能消防署															
玄関、受付	カーペット ビニルシート	23.8			-	-	-	-	-	-	-	1/Y	5/Y	2/Y	1/Y
廊下、階段	ビニルシート	28.8	54.4		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
食堂、浴室	ビニルシート		35.1		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
洗面、トイレ	ビニルシート	16.0	15.4		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
事務室	カーペット		172		-	-	-	-	-	-	-	1/Y	5/Y	2/Y	1/Y
仮眠室	ビニルシート		59.3		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
研修室	ビニルシート	9.6	56.8		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
東出張所															
玄関、受付	ビニルシート	6.2			-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	
廊下、階段	ビニルシート	36.2	21.7		-	-	-	-	-	-	-	5/Y	2/Y	1/Y	

食堂、浴室	ビニルシート	13.5	33.6		—	—	—	—	—	—	—	5/Y	2/Y	1/Y
洗面、トイレ	タイル	18.5	4.5		—	—	—	—	—	—	—	5/Y	2/Y	1/Y
事務室	ビニルシート	68.9	27.0		—	—	—	—	—	—	—	5/Y	2/Y	1/Y
仮眠室	ビニルシート	42.5			—	—	—	—	—	—	—	5/Y	2/Y	1/Y
会議室	ビニルシート		45.0		—	—	—	—	—	—	—	5/Y	2/Y	1/Y

備考

- ・Dは1日あたり、Wは1週間あたり、Yは1年あたりの作業回数を示しており、1/Dは1日1回を意味する。
- ・清掃業務内容基準表は基本的な回数であり、使用状況や緊急・臨時対応等により清掃回数の増減がある。
- ・清掃に伴う清掃用具・消耗品（トイレットペーパー、アルボース洗剤、石鹼等）は、乙の負担とする。
- ・燃えるごみについては、本市指定のごみ袋を乙が購入のうえ使用し、ごみ集積所へ持ち込み、その他のごみは種別毎に所定の場所に分別する。
- ・シュレッダー用ごみ袋については、乙が購入のうえ使用し、資源ごみ置き場へ持ち込む。また、新聞紙や段ボール等については種別毎に分け、乙が購入した紐等で束ねて資源ごみ置き場へ持ち込む。

4 一般事項

- (1) 乙は、従事者が業務に従事するときは、一定の服装を着用させ、乙の従事者であることを明確にし、常に清潔を保持させなければならない。
- (2) 乙は、業務に従事する従事者を指揮監督するものとする。
- (3) 乙及び従事者は、業務上における知り得た秘密を一切他人に漏らしてはならない。
- (4) 乙及び従事者は、庁舎内における業務従事関係書類以外の書類の閲覧、複写等の行為を禁止する。
- (5) 従事者は、火気取り締まりを厳重に行うとともに、引火性の薬品等の使用にあたっては、事前に委託者（箕面市消防本部 以下「甲」という。）に協議し指示を受けるものとする。
- (6) 従事者は、業務実施中に破損箇所等を発見した場合は、直ちに甲に連絡し、指示を受けるものとする。
- (7) 従事者の業務開始時刻は、原則として午前6時30分とする。但し、日曜日・祝日を除く。
- (8) 乙及び従事者は、業務の実施にあたっては、消防業務に支障のないよう配意しなければならない。
- (9) 甲は、従事者に対して、休憩室及び更衣室を貸与するものとする。

箕面市消防本部(署)清掃作業基準表

三
附錄

表 基準作業掃清(署)本部消防市面算

375

分部里甚は又重事

表 準基業作掃清署分東市消防署面箕

2階建

No.2-1

箕面市消防署 東分署清掃作業基準表

2階建

No.2-2

外部窓ガラス 年度前後半各1回実施

箕面市消防署 西分署清掃作業基準表

2階建

区分		共用部 分					
階別		1階			2階		
床ワックス清掃面積m ²	31.4	8.3			12.2	11.8	
玄関木一ル	玄 関 木 一 ル	階 段			階 3 木 一 段 ル	木 一 段 ル	
業務内容 作業場所							

定期清掃	床面洗浄ワックス塗布 窓ガラス清掃	5/Y 1 窓ガラス総面積89.4m ²	5/Y ※ Y-年	5/Y ※ 床面洗浄ワックス塗布(5月、7月、10月、12月、3月)	外部窓ガラス 年度前半各1回実施
------	----------------------	------------------------------------	--------------	---------------------------------------	------------------

箕面市消防署 西分署清掃作業基準表

2階建

No.3-2

区分 階別	床ワックス清掃面積m ²	専用部 分											
		1階				2階							
受	5.6	27.8	2.4							52.2	39.4	0.6	
食													
救急隊仮眠室													
事務室													
教養室													
仮眠室													
付 堂													

定期清掃	床面洗浄ワックス塗布 窓ガラス清掃	5/Y	5/Y	5/Y				5/Y	5/Y	5/Y			
外部窓ガラス 年度前半各1回実施													
※	Y-年												

※ 床面洗浄ワックス塗布(5月、7月、10月、12月、3月)

箕面市消防本部

空調機器洗浄業務委託

「空調機器洗浄業務」委託仕様書

箕面市消防本部空調機器洗浄業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容等は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 箕面市消防本部（署） | 箕面市箕面5丁目11番19号 |
| (2) 箕面消防署東分署 | 箕面市粟生外院2丁目4番7号 |
| (3) 箕面消防署西分署 | 箕面市瀬川3丁目1番56号 |
| (4) 箕面消防署豊川分署 | 箕面市粟生間谷西1丁目2番3号 |
| (5) 豊能消防署本署 | 豊能町東ときわ台1丁目1番地の2 |
| (6) 豊能消防署東出張所 | 豊能町余野20の1 |

2 対象設備

施設内の電気空調設備

3 業務期間

契約期間と同じ

4 一般事項

- (1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき委託者（以下「甲」という。）の指示に従い施行すること。
- (2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- (3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- (4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- (5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- (6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 提出書類（原則としてA4版とする）
 - ① 報告書（作業完了時）
 - ② その他、甲の指示するもの

5 業務内容

- | | | |
|------------|----|--------------------------|
| (1) エアコン洗浄 | 台数 | 業務用エアコン13台
壁掛けエアコン 0台 |
| | 回数 | 年1回 |
| フィルター清掃 | 台数 | 業務用エアコン83台
壁掛けエアコン15台 |
| | 回数 | 年1回 |

(2) 清掃開始前に動作等の点検

- ①リモコン（スイッチ）は正常に作動するか。
- ②エラー表示は出でないか。
- ③ルーバーは正常に作動するか。
- ④ファンは正常に作動するか。
- ⑤異音がしてないか。
- ⑥臭いがしてないか。

(3) 周囲の養生

周囲の防汚のためにビニールシートで養生する。

(4) 分解

電源を落とす。（コンセントまたはブレーカーを切る。）

(5) 作業終了確認

- ①リモコン（スイッチ）は正常に作動するか。
- ②エラー表示は出でないか。
- ③ルーバーは正常に作動するか。
- ④ファンは正常に作動するか。
- ⑤異音がしてないか。
- ⑥臭いがしてないか。
- ⑦汚れが残っていないか。

(6) 原状回復

移動したもの等を元の位置に戻す。

6 特記事項

(1) 業務日及び業務時間は原則として平日(*)の8時45分～17時15分の間とする。なお、詳細は、消防業務に支障をきたさないよう、甲・乙協議して決定する。

*平日とは土・日・祝日・休日・年末年始（12/29～1/3）以外をいう

(2) 業務実施にあたっては、甲の承認を得て行い、業務終了後速やかに業務終了の報告を行うものとする。また、記録写真とともに遅滞なく報告すること。

(3) 業務に必要な器具、消耗品などは、すべて乙が負担するものとする。

	番号	設置場所	型式	2023	2024	2025	2026	2027
本部(署)	101	受付	壁掛け	1方向	○			
	102	展示スペース（南）	天吊り（業務用）	1方向	○			
	103	展示スペース（北）	天吊り（業務用）	1方向	○			
	104	食堂（東）	天吊り（業務用）	1方向	○			
	105	食堂（西）	天吊り（業務用）	1方向	○			
	106	台所	天吊り（業務用）	1方向	○			
	107	小仮眠室	天井（業務用）	4方向	○			
	108	大仮眠室（東）	天井（業務用）	4方向	○			
	109	大仮眠室（西）	天井（業務用）	4方向	○			
	110	女子仮眠室（南）	壁掛け	1方向	○			
	111	女子仮眠室（北）	壁掛け	1方向	○			
	112	2階仮眠室	天井（業務用）	4方向	○			
	113	署長室	天吊り（業務用）	1方向	○			
	114	機械室	天井（業務用）	1方向	○			
	115	2階事務室（東）	天井（業務用）	4方向	○			
	116	2階事務室（中東）	天井（業務用）	4方向	○			
	117	2階事務室（中西）	天井（業務用）	4方向	○			
	118	2階事務室（西）	天井（業務用）	4方向	○			
	119	会議室	天井（業務用）	2方向	○			
	120	通信指令室（南西）	天井（業務用）	4方向		○		
	121	通信指令室（北西）	天井（業務用）	4方向		○		
	122	通信指令室（南東）	天井（業務用）	4方向		○		
	123	通信指令室（北東）	天井（業務用）	4方向		○		
	124	通信事務所（南）	天井（業務用）	4方向		○		
	125	通信事務所（北）	天井（業務用）	4方向		○		
	126	機械室（南）	天吊り（業務用）	1方向		○		
	127	機械室（北）	天吊り（業務用）	1方向		○		
	128	中2階仮眠室	天吊り（業務用）	1方向		○		
	129	保健室	天吊り（業務用）	1方向		○		
	130	3階事務室（東）	天井（業務用）	4方向		○		
	131	3階事務室（中東）	天井（業務用）	4方向		○		
	132	3階事務室（中西）	天井（業務用）	4方向		○		
	133	3階事務室（西）	天井（業務用）	4方向		○		
	134	研修室（南東）	天井（業務用）	4方向		○		
	135	研修室（南西）	天井（業務用）	4方向		○		
	136	研修室（北西）	天井（業務用）	4方向		○		
	137	研修室（北東）	天井（業務用）	4方向		○		
	138	消防長室	天井（業務用）	4方向		○		
	139	次長室	天井（業務用）	4方向		○		
	140	消防団室	天井（業務用）	4方向		○		
東分署	201	仮眠室	天井（業務用）	4方向			○	
	202	食堂	壁掛け	1方向			○	
	203	幹部仮眠室	壁掛け	1方向			○	
	204	受付	壁掛け	1方向			○	
	205	事務所（南）	天井（業務用）	4方向			○	
	206	事務所（北）	天井（業務用）	4方向			○	
	207	研修室	壁掛け	1方向			○	
	208	当直仮眠室	壁掛け	1方向			○	

豊川分署	601	事務室	天井（業務用）	4方向					○
	602	事務室	天井（業務用）	4方向					○
	603	仮眠室1	天井（業務用）	4方向					○
	604	体力鍛成室	天井（業務用）	4方向					○
	605	救急訓練室	壁掛け	1方向					○
	606	食堂	壁掛け	1方向					○
	607	食堂	天井（業務用）	4方向					○
	608	仮眠室2	天井（業務用）	4方向					○
	609	仮眠室2	天井（業務用）	4方向					○
	610	仮眠室2	天井（業務用）	2方向					○
	611	女性仮眠室	壁掛け	1方向					○
西分署	301	受付	壁掛け	1方向	新契約				○
	302	幹部仮眠室	壁掛け	1方向					○
	305	仮眠室（西）	天井（業務用）	4方向					○
	306	仮眠室（東）	天井（業務用）	4方向					○
	307	事務所（南）	天井（業務用）	4方向					○
	310	教養室（東）	天井（業務用）	4方向					○
	311	当直仮眠室	壁掛け	1方向					○
	312	食堂	壁掛け	1方向					○
豊能署 本署	401	受付	天井（業務用）	2方向	新契約				○
	402	相談室	壁掛け	1方向					○
	403	2階事務所（北東）	天井（業務用）	4方向					○
	404	2階事務所（中東）	天井（業務用）	4方向					○
	405	2階事務所（南東）	天井（業務用）	4方向					○
	406	2階事務所（北西）	天井（業務用）	4方向					○
	407	2階事務所（中西）	天井（業務用）	4方向					○
	408	2階事務所（南西）	天井（業務用）	4方向					○
	409	会議室	天井（業務用）	4方向					○
	410	食堂（北）	壁掛け	1方向					○
	411	食堂（南）	天井（業務用）	4方向					○
	412	仮眠室①	天井（業務用）	4方向					○
	413	仮眠室②	天井（業務用）	4方向					○
	414	女子仮眠室	壁掛け	1方向					○
	415	研修室（北）	天井（業務用）	4方向					○
	416	研修室（南）	天井（業務用）	4方向					○
東出張所	501	受付	天井（業務用）	1方向	新契約				○
	503	事務所（東）	天井（業務用）	4方向					○
	505	仮眠室①	天井（業務用）	4方向					○
	506	仮眠室②	天井（業務用）	4方向					○
	507	食堂（北）	天井（業務用）	4方向					○
	508	食堂（南）	天井（業務用）	4方向					○
	509	会議室（西）	天井（業務用）	4方向					○
	510	会議室（東）	天井（業務用）	4方向					○
	511	団長室（西）	天井（業務用）	4方向					○
	512	団長室（東）	天井（業務用）	4方向					○

箕面市消防本部

自動扉保守点検業務委託仕様書

自動扉保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市消防本部豊能消防署東出張所の自動扉保守点検の業務委託において、委託者(以下、「甲」という。)が、受託者(以下、「乙」という。)に要求する業務の内容を示すものです。

1 対象施設

豊能消防署東出張所

2 一般事項

「空調機器洗浄業務委託」と同じ

3 設備の名称・規格等

①保守点検整備対象

ナブコ D S - 4 1 D 型自動扉 1 台

- ・ ナブコドアーエンジン装置（本体）
- ・ ドアーエンジン動力部装置
- ・ ドアーエンジン制御部装置
- ・ ドアーエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ

4 業務の内容

①以下の項目について、年3回（1回／4ヶ月）定期点検を行うこと。

- ・ ドアーエンジン装置各部の点検及び調整。
- ・ ドアーエンジンの開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整。
- ・ ドアーエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整。
- ・ オイル洩れ、エアー洩れの有無の点検及び調整。
- ・ オイル不足、潤滑油不足の有無の点検及び補充。
- ・ ドアーが当たっていないか、摺れていないか点検整備。
- ・ 消耗度の甚しい部品はないか点検及び取替え。
- ・ その他の点検及び調整。

②上記以外に、故障等不調時に点検整備を行うこと。

- ・ 乙は、甲の故障呼び出しに応じ、速やかに技術員を派遣して正常な状態に復帰させるものとする。この場合の費用は乙の負担とする。
- ・ 契約金額には、定期整備及び故障修理費並びに消耗品、諸経費を含むものとする。ただし、オーバーホール及び装置部品の取替え等を行う場合の費用は甲の負担とする。

③その他

- ・作業の日程については、箕面市消防本部消防総務室と協議の上、決定すること。
- ・作業中は、施設利用者に妨げにならないよう注意すること。